

○ 議会の委任による専決処分事項の指定について

〔平成 10 年 3 月 4 日〕
議 決

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次に掲げる事項は、美幌・津別広域事務組合管理者において専決処分できるものとする。

1 組合構成町の準用

この専決処分の指定に関し、事務局並びに美幌管区の所管に係る事項については「美幌町議会の委任による専決処分の指定について（平成 8 年 3 月 22 日議決）」、津別管区の所管に係る事項については「津別町議会の権限に属する軽易な事項の指定（昭和 51 年 7 月 15 日議決）」を準用する。

〈美
津
二
十
一〉